

産業構造審議会地域経済産業分科会
工場立地法検討小委員会における
検討状況について

平成 18 年 12 月 19 日

経済産業省

地域経済産業グループ

工場立地法による緑地等に係る面積規制について

1. 現行制度

(1) 概要

工場の周辺的生活環境の保持を図るため、工場の敷地に一定の緑地及び環境施設（以下、緑地等という。）を整備することを義務付ける。

（注）環境施設は、緑地を含む法律上の用語。緑地以外の環境施設として、公園的なオープンスペース、一般に利用される運動施設等、工場の周辺的生活環境の保持に寄与する施設がある。

(2) 緑地等の面積率の基準

①国の基準

環境施設：25%以上（うち緑地は少なくとも20%以上）

②地域で定める基準

都道府県及び政令市は、国の基準に代えて一定の範囲内で、条例により「地域準則」を定めることが可能。（1都6県4政令指定都市が策定）

	第1種区域	第2種区域	第3種区域
	住居・商業等の用に供されている区域	住居・工業の用に供されている区域	主として工業等の用に供されている区域
環境施設	25%超～35%	20%～30%	15%～25%
うち緑地	20%超～30%	15%～25%	10%～20%

2. 構造改革特区提案等における規制緩和要望

- ①工場敷地の拡大余地が小さく、必要な緑地等が確保できないために工場の建替えや新增設が進まないという問題を抱える自治体
 - ②森林や農地等に係る利用上の制約がある山間部に立地する工場について同様の問題を抱える自治体
- は、その解決のため、国に緑地等の面積規制の緩和を要望。

<要望の主な事例>

- ・工場集積地区における面積規制の緩和(兵庫県)
- ・工場周辺に山林等がある地区における面積規制の緩和(武雄市)
- ・コンビナート地区における面積規制の緩和(岡山県、倉敷市等)
- ・山林が多い市町村における面積規制の緩和(豊前市)

3. 「地域産業活性化法(仮称)」における緑地等の面積規制に係る措置

(1) 制度の枠組み

- ①国は、指針において、企業立地促進を図る際に環境の保全に配慮することを規定。
- ②指針に基づく計画を策定し、国の同意を得た市町村に対し、面積率を条例により設定できる権限を委譲。

→地域の実状により即した形で、産業活性化と緑地等の適切な確保による生活環境の保持に向けた取組が行われることが期待。

(2) 設定可能とする区域と面積率

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
	第2種区域に相当する区域	第3種区域に相当する区域	乙種区域の内、一般住民の日常的な生活の用に供する建築物がない区域
環境施設	20%～25%	15%～25%	0%超～15%
うち緑地	15%～20%	10%～20%	0%超～10%

[ポイント]

- ①より区域の状況に応じた面積率の設定を可能とすること。
- ②特区提案における要望を実現できるようにすること。

風力発電施設の工場立地法上の扱いについて

1. 構造改革特区提案における兵庫県からの要望

市街化区域以外の区域における風力発電施設の設置について、水力・地熱発電所と同様、工場立地法の適用除外とする。

2. 対応

- (1) 風力発電施設は、山間部や海岸部の森林、丘陵地帯等に立地するものが比較的多いが、都市部で立地するものもあり。
- (2) 適用除外とする区域は、「周辺地域の生活環境との調和を考慮する必要性が小さい」ものとして特定することが適当。風力発電施設については、「森林、丘陵地、原野及び海上等、山間部又は海岸部において周囲に広く自然環境が存在する区域」に立地するものについて、水力・地熱発電施設と同等の扱いとすることが妥当。